埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

<Educational Reserch and Report> Research of a Domain "Language"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 生野, 金三 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/615

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

教育研究報告

領域「言葉」の研究

Research of a Domain “Language”

生　野　金　三
SHONO, Kinzo

Ⅰ　はじめに

平成20年３月に「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」がそれぞれ公布された。前者の「幼稚園教育要領」においては、今後の幼児教育の在り方について「①家庭、地域社会、幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進」、「②幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏また幼児教育の充実」という二者の方向性が強調されている。一方、「保育所保育指針」においては、保育の内容の質を高める観点から保育所における取り組みの充実・強化がより求められている。

斯様な背景には、平成17年の中央教育審議会答申（子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ今後の幼児教育の在り方について）において、子どもの最善の利益を第一に考え、小学校就学前の総ての幼児に対する教育の在り方、つまり今後の幼児教育の取り組みの方向性を提唱していること、そして平成18年に改正された教育基本法において幼児期の教育の振興が盛り込まれ、就学前の教育の充実が課題となっていること等が存在している。

以上、見てきたことからも分かるように、ここでは幼児教育の充実、保育の質の向上を志向している。幼児教育の充実、保育の質の向上に当たっては、指導者である教員・保育士等の資質能力の育成が必要不可欠である。教員としての資質能力をめぐっては、平成18年に中央教育審議会が「今後の教員養成・免許制度の在り方について」といった課題のもとに「教員としての必要な資質能力の最終的な形成と確認」という項において、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定することが適当である(1)としている。その教職実践演習（仮称）をめぐっては、教員として求められる４つの事項（①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項）を含めることが適当である(2)としている。この教職実践演習（仮称）の新設科目は、課程認定の大学において学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたか否かについて確認（教師像や到達目標等に鑑みて）するためのものである。

上記のことを簡約すると、それは課程認定大学においては、学問の内容論や方法論を基盤に将来実践の場で柔軟に活用できる実践的指導力の基礎を構築するような授業内容や授業方法を適切に工夫する必要があるということである。斯様なことは、保育士の養成課程においても重要視（「保育実践演習」として新設）されている。

以上のことを踏まえ、本研究では教員、保育士に求められる資質能力の育成を志向し、言葉の獲得に関する領域「言葉」を中核に据え、その内容や指導の方向性を考究することを目的とする。就中、今回は、「言葉の獲得に関する領域『言葉』の変遷」と「領域『言葉』が目指しているもの」等の課題のもとに論を展開することにする。

キーワード：言葉、幼稚園、領域
Key words ：Language, Kindergarten, Domain

Ⅱ　言葉の獲得に関する領域「言葉」の変遷

教育内容を示す領域構成が新たな視点より５領域に再構成されたのは、平成元年改訂の幼稚園教育要領と平成２年改定の保育所保育指針（就中３歳以上）が最初である。そこでは、「ねらい」と類似したものを一まとめにして５領域を総合的な指導を行うために教師（保育士）が持つ視点であるということをより明確にするため、子どもが発達していく姿を捉える側面より５領域に構成されている。従来は活動と領域とを直結させて捉え、その結果領域別指導を行ったり、小学校のような教科的指導を行ったりする傾向が認められた。しかし、そうした誤解が生じないように幼児期に最も育成しなければならないことは何かについて検討が加えられ、人間（子ども）としての発達をみる視点より領域が構成されたのである。

斯様な５領域は、子どもの発達の全体像を従来と異なった視点より捉えるものである故、それは並列的なものでなく、相互に重なり合って総合的に存在し、立体的な構造を有するものであるといえよう。爾来、5領域は斯様に捉えられ今日に至っている。

５領域の中で人間の思考力の基礎として言葉の獲得に関する領域、つまり領域「言葉」が位置付けられている。従来は、これと類似したものを領域「言語」としてまとめていた。領域「言語」が領域「言葉」（言葉の獲得に関する領域）になったことを考えてみても、先に指摘したごとく平成元年改訂の「幼稚園教育要領」と平成２年改定の「保育所保育指針」においては子どもの発達の側面より領域が構成されていることが分かるのである。まず、従来の「言語」の指導についてまとめておく。従来の領域「言語」では、文化遺産としての言語体系を如何に伝えるかということにウエイトを置いた捉え方がなされ、そして実際界では言語体系を正しく身に付けるにはどうするかということが強調された。これは、領域名が教科名に類似（領域「社会」が社会科，領域「言語」が国語科、領域「自然」が理科等と）していることから誤解が生じたためである。今一つは、保育の目標（保育所保育指針）と幼稚園教育の目標に「……ことばを、豊かに、正しく身に付けさせること。」（「保育所保育指針」）、「……ことばの正しい使い方を身につけるようにすること。」（「幼稚園教育要領」）と「正しく」とあることが文化遺産としての言語体系の指導に一層の拍車を掛けたのである。次の例もそうである。昼の弁当のときの風景である。食べる前のあいさつでは、「お父さん、お母さん、先生、皆さん有り難うございました。（皆さんで）召し上がれ。（当番が皆に）召し上がれ。（皆が先生に）召し上がれ。」と集団で唱えさせることに終始している。　食事のときのあいさつの例であるが、こうしたことは朝礼のあいさつ、降園のあいさつ、誓いの言葉等においても認められるのである。親は躾だと喜んでいるかもしれないが、何故このように揃えて言葉を言わせなければならないだろうか。正しい言い方を練習させ、明確に唱えさせることが言語指導だと思っているのだろうか。また、それで言葉が育つと考えているのだろうか。一斉に声を合わせてあいさつを行うことが自然とも考えられる場面もあるが、しかしクラスの中でグループの食事のとき等で連日のように同じ形式的な唱え言葉を繰り返すだけで、場に応じたあいさつや話し言葉を子どもの身に付けさせることができるのだろうか。実際界のこうした状況に鑑み、平成元年改訂の「幼稚園教育要領」と平成２年改定の「保育所保育指針」では言葉の形式面の指導よりも、自分の言葉で思ったこと感じたことを相手に伝えるという表現への意欲や他人の言葉を興味や関心を持って聞く態度を育て、また様々な言葉に接することでそれに対する感覚を培うことを願っているのである。従って、領域「言葉」では、前述した子どもの立場を尊重する保育を念頭に置き、子どもが日常生活の中で自らの思いや考えを言葉を使って伝える姿を充実していく方向を強調していると捉えることができよう。就中、領域「言葉」では、言葉を使う生活の充実化を強調しているのである。言葉を使う生活の充実は、小学校と中学校の国語科においても強調されている。そのことは、平成元年に改訂された学習指導要領（小学校と中学校）の国語科の目標において、「適切に表現する能力を育て」（小学校）、「適切に表現する能力を高め」（中学校）といずれも「適切」という言葉が新たに加えられていることからも窺い知ることができる。従来の学習指導要領（小学校と中学校）では、

いずれも「正確に……表現する能力」と言語表現における正確さを求めてきたが、しかし情報化社会の中で社会の変化に対応していくためには、それだけでは不十分であり、むしろ目的や意図に応じて適切に言語表現する能力、つまり言語情報を目的や場面に応じて処理し、適切に表現する能力が必要となるのである。こうしたことを踏まえて、平成元年の改訂で「適切に表現する能力」ということが強調されたのである。「適切に表現する能力」ということは、目的や意図に応じてということが前提となる故、畢竟それは言葉を使う生活の充実を志向していることに他ならない。

平成10年と平成20年に改訂された「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領解説　国語編」「中学校学習指導要領解説　国語編」等においても、これらのことは踏襲されている。平成20年改訂の「幼稚園教育要領」の言葉の獲得に関する領域「言葉」の中で刮目すべきは、「伝え合う」力を育むことを重要視していることである。従来は「幼稚園教育要領」にはこの文言は掲げられていなかった。今回の改訂において総ての学校段階に「伝え合う」という文言が掲げられということは、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉を通して適切に表現したり正確に理解したりするという対人関係能力を系統的に指導していこうとする立場である他ならない。

Ⅲ　領域「言葉」が目指しているもの

1　領域「言葉」の意図するところ

「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」における子どもの言葉の獲得に関する目標を見てみる。

・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ　生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

これらは、いずれもコミュニケーションの手段としての言葉の育成に関する内容である。ここでは、言葉の形式面の指導よりも、自分の言葉で思ったことや感じたこと等の体験を相手に伝えるという表現への意欲を育て、そして他人の言葉を興味や関心をもって聞く態度を育て、更には様々な言葉に接することでそれに対する感覚を培うことを願っている。「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で」や「生活の中で、言葉へ」とあるように、特にここでは子どもが日常生活の中で自らの思いや考えを言葉を使って伝え合うことを充実させていく方向を強調している。簡約すれば、領域「言葉」では生活の言葉を育てることを強調しているのである。

斯様なことから言葉の獲得に関する領域「言葉」では、語の使い方や文の使い方の側面、つまり語用論的視点より言葉の指導を行っていくことを強調している。語用論的視点から言葉の指導を考えるとき、語の意味の問題だけでは不十分である。それは、場面においては語の辞書的な意味の範囲を超えていても適切な場合があり得るかからである。また、文形の問題にしても、それだけでは不十分である。それは、場面においては単純な形の文を必要としたり、複雑な形の文を必要としたりするからである(3)。ところが、従来の言葉の指導（６領域の時代）は、語彙の増加や文の形（文の形式）に目が向きがちであった。現在は、前述のごとく実際の様々な場における語や文の使い方の側面を強調した言葉の指導になっている。例えば、そのことは「保育所保育指針」の総則、保育の目標、保育の方法等から窺い知ることができる。無論、「幼稚園教育要領」においてもそうである。

「保育所保育指針」の「総則」の「保育の目標」「保育の方法」では、子どもの立場（生活）を尊重する保育、子どもの主体的活動である遊びを重視する保育等が強調されている。生活の場での保育や遊びをと通した保育ということは、言葉の育ちを重視していることになるので、それはとりもなおさず語用論の立場が強調されていると捉えることができよう。

言葉の獲得に関する領域「言葉」では、生活の言葉を育てることを目指していると前述したが、以下そのことについて少し考えてみる。生活の言葉をめぐって、村石昭三は「その中身は必ずしもはっきりしていることではないけれど」と前置きし、「子どもが普段生活するなかで経験する出来事に価値を見い

だしながら、それをことばの意味にのせていく、そのことばや使い方を考えればよいと思う[4]。」と指摘している。生活の言葉の「生活」とは、言うまでもなく子ども自身の生活のことであり、その子ども自身の生活は体験を基盤とした遊びを中核として成り立っている。子ども自身の生活、遊びから生まれる言葉という意味を強調する場合、その生活や遊びは子どもの主体的、自発的な行為・活動であるから、大人の生活から降ろしてきた言葉を脱し、自ら獲得する方法やその言葉で認知をうながす点に着目する必要[5]があろう。その一例として村石昭三は、幼稚園で飼育していたニワトリが産んだ卵に対して子どもたちが「コッコの卵」と名付けたことを掲げている。これは正に子どもの生活の言葉である。子どもたちは今までは、冷蔵庫に入っている卵しか知らなかったのである。ところが、自分たちがエサをやって飼育したニワトリがコッコと泣いて卵を産んだ。その卵は普通の卵と違っている。そこで、子どもたちは、園でとれた卵を「コッコの卵」と呼ぶのだそうである[6]。子どもは自らの生活のなかで経験するできごとに主体的に価値を見出し、それを「コッコの卵」と呼んでいる。子どもらしい上手な表現である。ここには、生活体験から学ぶ表現力の確かさが認められ子どもにとって生活がいかに重要であるかが分かる。そうした生活から言葉が生まれるのである。

生活の言葉を育てるという場合、かつては子どもが生活をするための道具として言葉を捉えていた。例えば、子どもが幼稚園や保育所で生活をする場合、子どもにとっての生活の言葉はそこでの生活に溶け込むために必要な言葉であった。集団のなかで遊びに入るための言葉であったり、そのなかでうまくやっていくための言葉であったりと集団に入るための手段として、あるいは道具としての言葉を生活の言葉として捉えていた。こうした大人社会から降ろしてきた社会生活に参加するための生活の言葉は、躾の言葉であったのである。この生活の言葉も否定すべきものではないが、もっと別の生活の言葉、つまり子ども自らが生活のなかで習得していく言葉、生活から子ども意味付ける生きた言葉を育てていく必要があろう。その例として掲げたのが「コッコの卵」である。こうした生活の言葉を言葉の獲得に関する領域「言葉」では目指しているのである。

以上みてきたように「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」における言葉の獲得に関する目標では、生活の言葉、あるいは生活からの言葉を志向していることが理解できよう。そのことは「ねらい」「内容」においても認められる。以下にまずその様相を掲げてみる。「ねらい」には、

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

（幼稚園教育要領）

③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。

（保育所保育指針）

とあり、次いで、「内容」には、

(5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
(7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
(8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。

（幼稚園教育要領）

⑦ 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
⑨ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
⑩ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする
⑪ 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。

（保育所保育指針）

とある。前述の「ねらい」や「内容」にみられる「日常生活に必要な言葉」「生活の中で」「イメージ」「言葉の楽しさ」「興味を持って聞き」等の言葉に着目してみると、そこからは生活と言葉との結び付きを考えることができる。例えば、「内容」(7)の言葉の楽しさには、擬声語、擬態語、昔の言葉、地方の言葉も含まれる。これらの中で地方の言葉は共通語に対比するものである。地方の言葉、つまり方言を使用する場合を考えてみると、そこには使用者なりの土着性の意味付けをしていることが認められる。この

土着性に思いを巡らすとき、そこには生活が意味付ける生活の言葉[7]の存在がとても重要である。ところで、方言は聞き手に故郷の姿を時空を越えて、視覚的にしかも聴覚的に訴え、そのイメージを想像させてくれる。そこには、方言を話す人が意味付けにからだみなぎる全感覚で関わっているからであろう。このように捉えるとき、前述の「ねらい」や「内容」で想像やイメージを育てることを重視していることと生活とを結び付けて考えることができる。様々な体験を生活と結付けて具体的なイメージとして心の中に蓄積することは、絵本や物語などで見たり、聞いたりした内容を自己の経験と結び付けながら想像することと共通している。このように体験や経験に裏付けられたものとして言葉を理解することはとても大切なことである。

2　言葉の指導の領域

生活の中で子どもの言葉を育てるためにはどのような領域が考えられるのだろうか。以下にその様相について見てみる。生活の中に子どもの言葉を育てる活動としては、話したり、聞いたりすることが中核となり、それに読んだり、書いたりすることも入ってこよう。その際、特に生活の面で多様に組み込まれた言葉、いわば話す、聞く、読む、書く等の社会的活動形態を子どもの生活に入れていく保育が重要視されよう。「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」とにおけるそのような活動形態を見てみると、そこには子どもの生活様式を身に付けさせるための内容、子どもの能力を伸ばすための内容等が掲げられている。前者の例としては、

(6)　親しみをもって日常のあいさつをする。

（幼稚園教育要領）

⑧　親しみを持って日常のあいさつをする。

（保育所保育指針）

等の項目がそれに相当しよう。集団への遊びに入るために必要なあいさつ、応答、そしてそこで適応するために必要なあいさつ、応答などは集団生活に入るための手段、あるいは道具としての言葉、いわば躾の言葉である。日常生活における子どものあいさつを見てみると、それは出会いを喜び合う気持ちのあいさつであったり、別れを惜しみ再会を楽しみにする気持ちのあいさつであったりする。このようなあいさつを交わすことによって、相互の親しみが増し、互いに心を合わせることができ、そして集団への適応が可能となるので、あいさつは生活儀式を身に付けさせる言葉である。これが生活の言葉のもつ一面である。

一方、後者の例としては、

(1)　先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。

(2)　したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりしたことなどを自分なりに言葉で表現する。

（幼稚園教育要）

④　したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。

（保育所保育指針）

等の項目がそれに相当しよう。これらはいずれも話す経験の指導に含まれるものであるが、生活の中で会話、発表、話し合う等のこれらの具体的な活動は、子どもの精神活動を刺激して精神的諸能力を習得させていく活動である。話す活動を通して、話し手と聞き手との心を結び合い、同時に考えを寄せ合うといったことに気付かせながら、言葉は子供の心の安定とものの見方、考え方を深めることができる。次いで、

(4)　人の話を注意し聞き、相手に分かるように話す。

(9)　絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

（幼稚園教育要領）

⑥　人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。

（保育所保育指針）

等の項目も後者の例に相当しよう。この聞く経験は前述した話す経験と裏表の関係にあるが、両者の重要性に鑑みるとき、話す経験と同様に、聞く経験についてもその存在を見ておく必要がある。生活の中で人の話を聞く、絵本や物語を聞く等の具体的な活動から子どものどのような精神的諸活動が刺激され、そして諸能力の習得が考えられるのだろうか。人の

話を聞く活動には指示を聞く場合、他者の経験などを聞く場合等がある。その際前者は言葉から自己の課題行為と結び付けて要点を的確に捉えるという機能が働き、後者は言葉から具体的な事実(他者が行ったり、見たり、聞いたり、感じたりした事物の変化の様子）を振り返るという再認の機能が働くと考えられる。一方、絵本や物語を聞く活動では言葉によって自己の経験と結び付けながら虚構の世界に思いを巡らすという想像の機能が働くと考えられる。絵本や物語はある内容を言葉で綴った言語作品である。子どもが絵本や物語の虚構の世界に浸るためには、まず言葉を聞くということが重要なのである。そして、子どもはすばらしい話の中の本当の言葉の美しさや力強さを知るのである。

生活の言葉、生活からの言葉を育てるための指導の領域として、あいさつ、応答、会話、発表、話し合い等について触れてきたが、これら以外に質問、報告、劇化などが考えられよう。それらは技術的なもの、活動的なものと多岐に亘っている。

Ⅳ　おわりに

本稿は表題に示した如く領域「言葉」の研究の第一報である。領域「言語」が領域「言葉」（言葉の獲得に関する領域）になったことにより、そこでは子どもが日常生活の中で自らの思いや考えを言葉を使って伝える姿を充実していく方向で強調、つまり言葉を使う生活の充実化を強調していることが明確になった。更に、そのことを言葉の獲得に関する領域「言葉」において具体的に見てみると、そこでは語の使い方や文の使い方の側面、つまり語用論的視点より言葉あの指導を行っていくことを強調していることが明確になった。今後は語用論的視点より言葉の指導の方途を具体的に考究して行くことが課題となろう。斯様な課題をめぐっては、稿を改めて論ずることにする。

［注］

（1）中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方」2006

（2）同上書

（3）保育研究編集委員会編『新幼稚園教育要領の読み方―保育実践に生かすため』建帛社 1989

（4）日本国語教育学会編『ことばの学び手を育る国語科単元学習の展開　生活の言葉からの保育Ⅶ　幼稚園・保育編』東洋館出版社

（5）同上書

（6）同上書

（7）同上書